

平成30年第5回若狭町議会定例会会議録（第3号）

平成30年12月21日若狭町議会第5回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（14名）

1番	藤本 武士 君	2番	熊谷 勘 信 君
3番	渡辺 英 朗 君	4番	島津 秀 樹 君
5番	辻岡 正 和 君	6番	坂本 豊 君
7番	今井 富 雄 君	8番	原田 進 男 君
9番	北原 武 道 君	10番	福谷 洋 君
11番	清水 利 一 君	12番	小堀 信 昭 君
13番	小林 和 弘 君	14番	松本 孝 雄 君

2. 欠席議員

な し

3. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 二本松 正 広 書 記 北清水 佳 代

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森 下 裕	副 町 長	中 村 良 隆
教 育 長	玉 井 喜 廣	総 務 課 長	谷 口 壽
会 計 課 長	森 川 克 己	総 合 戦 略 課 長	泉 原 功
税 務 住 民 課 長	松 宮 登 志 次	環 境 安 全 課 長	木 下 忠 幸
福 祉 課 長	深 水 滋	保 健 医 療 課 長	藤 本 斉
建 設 水 道 課 長	岡 本 隆 司	農 林 水 産 課 長	岸 本 晃 浩
パ レ ア 文 化 課 長	山 口 勉	歴 史 文 化 課 長	永 江 寿 夫
教 育 委 員 会 事 務 局 長	三 宅 宗 左		

5. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第92号 若狭町観光ホテル「水月花」の指定管理者の指定についての撤回について
- 日程第 3 議案第74号 若狭町使用料条例の全部改正について
- 日程第 4 議案第75号 若狭町職員の自己啓発等休業に関する条例及び若狭町水道法施行条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第76号 若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する

- る条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 77 号 若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 78 号 若狭町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 79 号 若狭町国民健康保険軽体操機能訓練施設条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 80 号 若狭広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
- 日程第 10 議案第 81 号 若狭地区障害者介護給付費等支給審査会の共同設置の廃止について
- 日程第 11 議案第 82 号 第 2 次若狭町総合計画基本構想及び基本計画の策定について
- 日程第 12 議案第 83 号 平成 30 年度若狭町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 13 議案第 84 号 平成 30 年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 14 議案第 85 号 平成 30 年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 15 議案第 86 号 平成 30 年度若狭町直営診療所特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 16 議案第 87 号 平成 30 年度若狭町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 17 議案第 88 号 平成 30 年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 18 議案第 89 号 平成 30 年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 19 議案第 90 号 平成 30 年度若狭町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 20 議案第 91 号 若狭町観光交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第 21 議案第 93 号 若狭町高齢者等活動支援施設の指定管理者の指定について
- 日程第 22 議案第 94 号 若狭町国民健康保険介護サービス施設及び若狭町国民健康保険生活支援ハウスの指定管理者の指定について

- 日程第 2 3 議案第 9 5 号 若狭町国民健康保険軽体操機能訓練施設の指定管理者の
指定について
- 日程第 2 4 請願第 2 号 国に「消費税増税中止を求める意見書」を提出すること
を求める請願書
- 日程第 2 5 議員の派遣について

(午前10時23分 開会)

○議長（原田進男君）

ただいまの出席議員数は14名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い、議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（原田進男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、11番、清水利一君、12番、小堀信昭君を指名します。

～日程第2 議案第92号～

○議長（原田進男君）

日程第2、議案第92号「若狭町観光ホテル「水月花」の指定管理者の指定についての撤回について」を議題とします。

撤回の理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、皆様方、おはようございます。

それでは、説明を申し上げたいと思います。

議案第92号「若狭町観光ホテル「水月花」の指定管理者の指定について」につきましては、指定管理に関する内容等につきまして、再度慎重に検討したく、今回、議案を撤回させていただきたいと考えます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（原田進男君）

撤回理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第92号「若狭町観光ホテル「水月花」の指定管理者の指定についての撤回について」許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（原田進男君）

異議なしと認めます。よって、議案第92号「若狭町観光ホテル「水月花」の指定管

理者の指定についての撤回について」は、許可することに決定しました。

～日程第3 議案第74号から日程第24 請願第2号～

○議長（原田進男君）

次に、日程第3、議案第74号「若狭町使用料条例の全部改正について」から日程第24、請願第2号「国に消費税増税中止を求める意見書」を提出することを求める請願書までの22議案を一括議題とします。

この22議案については、去る12月4日にそれぞれの常任委員会に審査を付託したものであります。その審査報告書が提出されました。

各常任委員会委員長から審査の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、清水利一君。

○総務産業建設常任委員会委員長（清水利一君）

それでは、総務産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る12月4日、平成30年第5回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました案件は、議案8件、請願1件であります。

議案審査のため、12月11日、午前9時より委員全員出席のもと、議案説明者として森下町長、中村副町長、谷口総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

まず、議案第75号「若狭町職員の自己啓発等休業に関する条例及び若狭町水道法施行条例の一部改正について」は、職員が公務に支障がなく、公務能力の向上に資するときは、3年を超えない範囲で大学等課程の履修するために休業できる旨の規定と水道法等に規定を合わせ、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件である大学卒業者に専門職大学の前期課程修了者が含まれる旨の改正が必要となるものです。

審査の過程における主な質疑では、

問、水道法の規定によれば、「水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者1人を置かなければならない」と定められているが、若狭町に資格を保有している職員は何名いるのか。

答、現在、布設工事監督者1名、水道技術管理者1名が建設水道課に在籍している。ほかにも実務経験を経た資格保有者が数名いる。

その他として、水道事業民営化が話題となっているので、専門的な知識を持った職員が多数いることが役場の能力を高めることになる。昨今、民間コンサルなどへ委託して任せているのではないかと町民からの意見を伺うこともあるので、職員は専門性を兼ね備えた職務を遂行していくようにとの意見がありました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号「若狭町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」は、平成30年8月10日に出された人事院の勧告に鑑み、特別職の職員で常勤のものとの期末手当の改正をするものです。

討論として、国体や障害者スポーツ大会が開催されたが、なかなか経済効果も見えてこない。また、昨今、行財政改革の提言も提出されたばかりで、一般質問でも使用料値上げ、デマンドタクシー値上げの質問で身を切る思いとの答弁であった。

町長以下、特別職については、日夜、職務に邁進していることは十分に承知しているが、今はタイミングでないと反対討論がありましたが、採決の結果、委員の多数をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、平成30年8月10日に出された人事院の勧告に鑑み、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当と給料の改正をするものであります。

審査の過程における主な質疑では、

問、人事院勧告の率を自治体が独自に超えて上げるというのは御法度になるのか。地方自治体は国の言いなりなのか。

答、大きな市、県においては人事委員会を構成している。そこで勧告を発表するが、町においてはないので、国の勧告を参考にしている。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号「若狭広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について」は、平成31年4月1日から若狭広域行政事務組合において、障害支援区分認定に係る審査判定業務を共同処理するため、若狭広域行政事務組合規約の一部を変更するものであります。

また、議案第81号「若狭地区障害者介護給付費等支給審査会の共同設置の廃止について」は、来年4月1日から若狭広域行政事務組合において、障害支援区分認定に係る審査判定業務を行うことから、小浜市、高浜町、おおい町及び若狭町における若狭地区障害者介護給付費等支給審査会の共同設置を廃止するものであります。

この2議案については、関連するので、一括議題として審査しました。

審査の過程における主な質疑では、

問、必要な支援を適正に受けるために、スピーディーに審査をして、福祉の充実した

地域・町といえると思うので、体制を整えていただきたい。また、支援を求められる方が多い地域であるのか、現状を把握して、体制のあり方、審査件数など、県内や広域的な組織の運営が公表されていると思うので、調査等をして障害支援の審査を進めていくように。

答、これは広域で運営していただく。介護審査も兼ねることで回数をふやしている。その際に対象者がいなければ審査会は開かれないことになる。月2回開くことで、あまり待たせることなく、適切に迅速にサービスが行えると思っている。

質疑を終結し、1議案ずつ討論に入りましたが、いずれも討論はなく、採決の結果、2議案とも委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第82号「第2次若狭町総合計画基本構想及び基本計画の策定について」は、町の目指す将来像と将来の目標を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営の指針となるものの案を提出されるものであります。

審査の課程における主な質疑では、

問、町には、総合戦略をはじめ、行財政改革などいろいろな計画があるが、それらは総合計画基本構想及び基本計画に網羅されているのか。

答、総合計画が大もととなる計画で、指針となるものである。総合戦略なども入っている。

問、指針であるならば、数値目標を入れるつもりはないのか。

答、審議会でも議論があったが、総合戦略の中で数値目標を設定しており、数値化は見送った。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第91号「若狭町観光交流センター指定管理者の指定について」は、施設において、指定管理者の期間が今年度末で満了のため、指定の手続をするものであります。

審査の過程における主な質疑では、

問、道の駅三方五湖の売り上げを確認すると、年間8,000万円の売り上げがある。それで、月10万円、年間120万円の受益者負担金を納付いただくということであるが、トイレの清掃管理で150万円の支払いをするということは、約8,000万円の売り上げがあるところを無料で貸していることになる。疑問は感じないのか。当然、一般公募すべきではないのか。検討はされたのか。

答、今回、更新に当たり、施設自体が三方五湖、あるいは常神半島の基準となる施設

であるということ、あるいは観光の情報発信が一番大切な位置ということから特定し、一般公募については検討しなかった。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号「若狭町観光ホテル「水月花」の指定管理者の指定について」は、施設において、指定管理者の期間が今年度末で満了のため、指定の手続をするものでありますが、書簡文意が不備の指摘により、取り下げの意向が示されたことから、委員会での審査を打ち切りました。

次に、請願第2号「国に「消費税増税中止を求める意見書」を提出することを求める請願書」は、2019年10月の消費税率10%への引き上げを中止するよう求める意見書を政府に提出願いのものであります。

まず、北原紹介議員より趣旨説明を聞き、各委員の意見聴取を行いました。

討論として、国は、消費税引き上げによる増収分は全て社会保障の充実と安定化の財源に充てるとしている。また、軽減税率制度も実施する。そして、ポイント還元、プレミアム付き商品券等の対応策も検討されているので、提出すべきではない旨の反対討論があり、採決の結果、賛成者はなく、不採択にすべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（原田進男君）

教育厚生常任委員会委員長、坂本 豊君。

○教育厚生常任委員会委員長（坂本 豊君）

教育厚生常任委員会の審査報告をいたします。

去る12月4日、平成30年第5回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました案件は、議案6件であります。

これら議案審査のため、12月12日、午前9時より、委員全員出席のもと、議案説明者として森下町長、中村副町長、玉井教育長、谷口総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

議案第74号「若狭町使用料条例の全部改正について」

本議案の審査の中で、委員から、森林公園のキャンプ場について条例改正案には記載があるが、議案書に添付している説明資料の改正案一覧の該当箇所に記載がないのはどうしてかとの指摘があり、担当課で内容を確認したところ、添付資料で項目が欠落していることが判明いたしました。

この点について、項目を追加した訂正資料を提出したい旨の申し出があり、修正を

「正誤」の扱いとして対処し、審査を継続いたしました。

審査の過程における主な質疑では、

問、上中体育館を例にした場合、現行では詳細に時間が区分されており、例えば、午後4時間の使用で4,000円であった料金が改正によって800円となるのか。

答、改正案では1面1時間200円としているので、4時間の使用で800円の使用料金となる。

問、高齢者や青少年については、第3条の規定によって減免を行うことになるが、減免によっても料金が発生する。あくまで公平負担を迫及するのか。

答、団体の育成と施設を使用するという点のすみ分けを行うとして、施設を使用して受益する際には負担をいただくという考えである。その中で、高齢者、子供、スポーツ少年団等については、それぞれの減免の規定を設けている。

問、上瀬共同住宅第1駐車場の使用料は1カ月1,000円とあるが、入居者1戸当たり1台分ということか。

答、希望者に追加で駐車場が必要な場合に契約して納付いただいている。

問、「利用者が興業目的をもって利用するときは、使用料は1日当たり10万円とする」とあるが、「営利、営業、宣伝」と「興業」の違いはどのような場合か。

答、営利、営業とは、利益を得ることを目的とする対外的な活動であり、興業については、観客を集めて、その場で使用料金を徴収し、演劇など見世物を行う場合としている。例えば、パレア若狭音楽ホールを使用し、貸館ではなく、ある営業業態が入場料を徴収し、歌謡ショーを行うなどの場合を設定している。

問、公民館使用料については、若狭町公民館条例に教育委員会は使用料を減額し、または免除できるとの規定があり、地元住民が公民館を使用する場合は、使用料を徴収していなかったが、今後もこれまでどおり教育委員会が判断するのか。

答、公民館については、公民館条例に基づいて教育委員会が判断するということは変更しないと考えているが、改正を機に内容は精査して判断したい。

町長より、町の魅力活性化は、地域があって成り立つもので、地域住民が公民館を使用する場合は当然免除して無料で使用していただく。公民館が主催した教室を開いている場合の使用料は徴収しない。ただし、営利が発生するものは審査も必要で、内容については審査をしたいとの考えが示されました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員多数の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

議案第78号「若狭町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の

一部改正について」

審査の過程における主な質疑では、

問、民間が指定家庭的保育事業と、町が運営している保育事業の間で連携をすることはできるのか。民間同士とするものなのか、官・民でもできるのか。

答、今回、確保が難しいところは、連携施設を持たなくても実施できるような体系になったということである。民間同士でも、公・民であっても、連携は可能であるが、今後は、資格を保有している個人と、責任を明確にすることによって実施できるようになる。

問、代替保育を提供するも、町が運営している保育園と小規模な民間で運営している保育園と連携ができるのか。万が一のときに依頼をする役割はできるのか。

答、連携施設と連携をして確保するという事は今までから定められていた。ただ、それが緩和されて、代替保育を提供するものとの間でも、責任の所在を明確にすることによって、できるようになったという緩和がされたということである。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

議案第79号「若狭町国民健康保険軽体操機能訓練施設条例の一部改正について」

審査の過程における主な質疑では、

問、この施設を利用している職員はいるのか。

答、町職員では数名利用しているのが見受けられる。

問、1年に数回使用するだけの高額な機械を更新するよりも、多数の方が使用して早く消耗する機械を更新したほうが効率的でいいのではないか。全く使用しないまま、更新をする機械があるということだが、そういったことは把握しているのか。

答、機械は26台あり、その中で平成26年度にランニングマシンを、平成28年度にウォーキングマシンの更新を行った。使用されていないものを更新するという考えはない。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

議案第93号「若狭町高齢者等活動支援施設の指定管理者の指定について」の審査では、指定管理者の指定候補の法人の役員に熊谷議員が就任していることから、熊谷議員に除斥を求め、本案件の審査は6名の委員で行いました。

審査の過程における主な質疑では、

問、法人等の概要の表があるが、支配人予定者となっているのはなぜか。

答、現在は、Cネットふくいに指定管理をしているが、3月31日で期間が満了になるために、一般公募を実施したところ、指定管理者として、世界に誇るラムサール湿地三方五湖を育む会から応募があり、新たな指定管理者になるということで、提出されているものであると捉えている。

その他として、この団体は、ほかにも事業をされており、指定管理者が行う業務にも収入額及び支払額等運営状況を町へ報告し、毎会計年度終了後には事業報告することとなっているので、しっかりと管理するよう指導いただきたいとの意見がありました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員多数の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

議案第94号「若狭町国民健康保険介護サービス施設及び若狭町国民健康保険生活支援ハウスの指定管理者の指定について」

審査の過程における主な質疑では、

問、現況の従業員総数は165人とあるが、実際は相当数の有資格者が足りていないのではないのか。

答、社会福祉協議会で職員募集をしているが、現在の利用者数に対して充足していると聞いている。

問、指定管理料の750万円は、社会福祉協議会が了解したということか。

答、社会福祉協議会で内容について精査された結果、750万円の回答を得た。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

議案第95号「若狭町国民健康保険軽体操機能訓練施設の指定管理者の指定について」

審査の過程における主な質疑では、

問、現在、ミズノスポーツサービス株式会社の事業収入金額の実績はどうなっているのか。

答、平成29年度実績では、月額平均125万円の収入と物販の収入があるので、合わせて1,900万円弱となっている。

問、町内利用者と町外利用者の利用割合はどうなっているのか。

答、町内利用者が6割強、町外利用者が4割である。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（原田進男君）

予算決算常任委員会委員長、辻岡正和君。

○予算決算常任委員会委員長（辻岡正和君）

予算決算常任委員会の平成30年度補正予算審査報告をいたします。

去る12月4日、平成30年第5回若狭町議会定例会において、予算決算常任委員会に審査を付託されました議案は、議案第83号「平成30年度若狭町一般会計補正予算（第5号）」から議案第90号「平成30年度若狭町水道事業会計補正予算（第1号）」の計8議案であります。

これら8件の議案審査のため、12月13日、午前9時より、委員全員出席のもと、議案説明者として森下町長、中村副町長、玉井教育長、谷口総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その主な内容を報告します。

まず、議案第83号「平成30年度若狭町一般会計補正予算（第5号）」では、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,145万7,000円を追加し、予算総額を104億4,920万2,000円とするものであります。

歳入の主なものを申し上げますと、町税439万5,000円、分担金及び負担金308万4,000円、県支出金1,323万円の増額などであります。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

人事異動による職員の配置及び人事院勧告に基づく給与等の改正による調整により、一般会計全体の人件費で996万2,000円の増額となっております。

人件費以外の歳出の主なものについては、総務費では、知事・県議会議員選挙費に713万9,000円、民生費では、パレオ若狭管理事業に140万円、農林水産事業費では、農地集積集約化対策事業に600万円のほか、土地改良事業に149万3,000円、嶺南地域有害鳥獣処理施設運営管理事業に400万円を増額するものであります。

また、土木費では、道路新設改良全般事業に190万円、急傾斜地崩壊対策事業に150万円を増額し、教育費では、中学校教育振興事業で28万7,000円、社会体育活動事業に37万円を増額するものであります。

以上が一般会計補正予算の概要であります。

それでは、一般会計補正予算審査の過程における主な質疑を申し上げます。

総務課関連では、

問、職員数254名ということであったが、特別職の人数は含まれているのか。

答、特別職は含まれていない。

問、知事・県議会議員選挙費の職員手当等で298万8,000円であるが、これは今の職員で業務をするということか。

答、現在の職員の超過勤務等であり、3月31日までにかかる期日前投票事務の時間外手当である。

パレオ文化課関連では、

問、図書館については、指定管理者に委託し、人件費を削減したということであったが、どうなったのか。

答、図書館費で824万6,000円の減額補正となった。

税務住民課関連では、

問、たばこ税について、三方五湖パーキングエリアでも販売しているが、それも全て町税として納入されるのか。

答、店舗の売り上げについても全部徴収をしている。

教育委員会事務局関連では、

問、保健体育総務費の社会体育活動事業、報償費37万円の説明では、全国大会等への出場者の支援金として、かるた大会が含まれているが、それは体育活動なのか。ほかにも文化的なことで、詩吟で全国大会等に出場されているが、その扱いはどうなっているのか。

答、文化部門の詩吟等については、教育委員会では、現在把握をしておらず、もし全国大会等に出場されれば、保健体育総務費の社会体育活動事業の予算部分で応援をさせていただく。

質疑を終結し、討論では、議案第83号「平成30年度若狭町一般会計補正予算（第5号）」に対する反対討論があり、補正予算書の総務費、一般管理費の節区分で職員手当等の中に特別職の期末手当増額分が含まれている。人事院勧告に準じての増額ということであるが、現状の地元地域の経済情勢や町の財政健全化を進めている年度でもあり、増額については反対との討論がありました。

以上、議案第83号「平成30年度若狭町一般会計補正予算（第5号）」を審査の結果、賛成多数の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、特別会計及び企業会計補正予算の主な内容について申し上げます。

まず、議案第84号「平成30年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」ですが、総合保健施設事業など36万4,000円を増額し、予算の総額を19億4,196万6,000円とするものです。

次に、議案第85号「平成30年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2

号) 」ですが、一般管理費のシステム改修費 1 3 万円を増額し、予算の総額を 1 億 9, 2 3 5 万 1, 0 0 0 円とするものです。

次に、議案第 8 6 号「平成 3 0 年度若狭町直営診療所特別会計補正予算 (第 2 号) 」ですが、歳入歳出予算の総額は変えず、総務管理費で 5 6 9 万 9, 0 0 0 円の減額のほか、医療機械器具費で 7 5 万 1, 0 0 0 円、積立金を 4 9 4 万 8, 0 0 0 円増額補正するものです。

次に、議案第 8 7 号「平成 3 0 年度若狭町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) 」ですが、介護保険事業勘定の人件費等で 1 1 9 万円を減額し、予算の総額を 1 9 億 6, 3 9 7 万円とするものです。

次に、議案第 8 8 号「平成 3 0 年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算 (第 2 号) 」ですが、施設管理費で汚泥移送ポンプ修繕費 4 2 1 万 2, 0 0 0 円を増額し、予算の総額を 4 億 2, 0 2 7 万 1, 0 0 0 円とするものです。

次に、議案第 8 9 号「平成 3 0 年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) 」ですが、施設建設費 3 0 0 万円減額し、予算の総額を 5 億 2, 7 4 0 万 6, 0 0 0 円とするものです。

次に、議案第 9 0 号「平成 3 0 年度若狭町水道事業会計補正予算 (第 1 号) 」ですが、人件費補正に伴い、収益的支出で営業費用の総経費を 1, 0 5 8 万 6, 0 0 0 円減額し、予備費に 1, 0 5 8 万 6, 0 0 0 円を増額するものです。また、資本的収入におきましては、企業債を 8, 0 0 0 万円計上するものです。

次に、審査の過程における主な質疑を申し上げます。

直営診療所特別会計では、

問、人件費について、1 名減となり、5 6 9 万 9, 0 0 0 円の減額補正をしているが、業務に支障がないのか。

答、臨時職員で対応することも考えたい。

介護保険特別会計では、

問、介護保険会計だけではないが、コンピューターのシステム改修の費用が毎回計上されているが、職員としてシステムエンジニアを雇い入れ、業務を行うことはできないのか。

答、高度なシステム関係に詳しい職員を雇用するのは難しい。今後検討する。

以上、議案第 8 4 号から議案第 9 0 号までの特別会計と企業会計の補正予算 7 議案を審査した結果、討論はなく、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

以上、予算決算常任委員会の補正予算審査結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（原田進男君）

各委員長の報告は終わりました。

これより、各委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第74号「若狭町使用料条例の全部改正について」に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

5番、辻岡正和君。

○5番（辻岡正和君）

議案第74号「若狭町使用料条例の全部改正について」に反対討論を行います。

この条例の中に、高齢者や子供からの使用料徴収が含まれ、これからの少子高齢化社会にそぐわない施策であり、社会的弱者からの公共施設使用料は取るべきではないという立場から、議案第74号に反対します。

以上です。

○議長（原田進男君）

次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

13番、小林和弘君。

○13番（小林和弘君）

ただいま議案第74号の反対討論が出ましたが、私は、賛成討論をさせていただきます。

若狭町の未来を考えることが我々の使命であると思います。今、若狭町に求められていることは、県下で一番悪い財政状況、全国的に見ましても、1,750の自治体のうち1,700位ぐらいが若狭町の位置ということで、大変な状況になっておりますが、これを少しでもよくしていかなければ、次世代、その先の世代、若狭町の住民の苦渋は大変なものになり、その責任は我々世代の今の怠慢が招いたというふうに我々は自覚する必要があります。そのためには少しでも収入をふやすことを考えねばなりません。税金については、例えば、アメリカのように、州によって税率が異なれば、町によって異なれば、若狭町は固定資産税を上げよう云々という税金の増は見込めますけれども、日本の場合は、税率が決められており、収入で考えられる増というのは、町独自で求めら

れるものとして、ふるさと納税、これの増収、あるいは町所有施設の使用料を受益者負担という形で徴収する方法しかなく、財政改革の決め手は、歳出をいかに減らすことしかありません。

そのような中で、財政改革の一步として、減免措置を講じながら、受益者負担という観点から、町の施設の使用料については、いささかの使用料をいただくという考えが今回、財政改革の第一歩として始まるわけであります。これから第2次、第3次のさらに厳しい改革が若狭町、行われます。それは、先ほど申しました、福井県で一番悪く、全国的にも下から何十番目かぐらいの財政状況は、我々が何とかして今の世代で直していかなければ、次世代、次々世代の人たちに安心して住んでもらうわけにはいかない、このように思うことから、住民とはいささか摩擦があっても、これは町長の苦渋の決断として、今回、できるものから少しでも改革をしていく、これは大変我々は拍手を送りたい。少しでも次の若狭町のために何とか今の我々の世代で改革をやっていく、その第一歩として、ぜひともこれは実行をお願いしたいというふうなことで賛成討論といたします。

○議長（原田進男君）

原案に反対者の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第74号「若狭町使用料条例の全部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（原田進男君）

起立多数です。したがって、議案第74号「若狭町使用料条例の全部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号「若狭町職員の自己啓発等休業に関する条例及び若狭町水道法施行条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第75号「若狭町職員の自己啓発等休業に関する条例及び若狭町水道法施行条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第75号「若狭町職員の自己啓発等休業に関する条例及び若狭町水道法施行条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号については、渡辺英朗君ほか1名から、お手元に配付しました修正案が提出されました。

したがって、これを本案にあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

3番、渡辺英朗君。

○3番(渡辺英朗君)

議長のお許しをいただきまして、地方自治法115条の3及び若狭町議会会議規則第17条の規定により、議案第76号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」の修正案を小堀信昭議員とともに提出をさせていただきましたので、提案理由の説明を申し上げます。

まず、修正箇所につきましては、第1条を削除し、第2条中の若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の次に、平成17年若狭町条例第39号を加え、100分の177.5を100分の172.5に、100分の167.5を100分の165に改め、同条の条名を削除するものであります。

8月に出された人事院勧告を鑑みて、町長及び副町長、教育長の期末手当の額を0.05カか月分引き上げる改正につきましては、地域経済の状況や、11月29日に行財政改革の提言がなされ、公共施設の使用料徴収の改正やデマンドタクシーの運賃値上げなど、痛みを伴う改革がこれからなされようとしているタイミングであります。

また、大雪に伴う福井市の財政難の影響など、町民からも特別職の姿勢が注目されて

います。日夜、職務に精励されていることは承知しておりますが、改革の先頭をいかれる特別職におかれましては、たとえわずかな額であっても、引き上げることなく、現状の期末手当で職務に邁進していただきたいと考えます。平成31年度以降の6月と12月の間期末手当支給月数を均衡にすることにつきましては、時代に即し、全国的に進められていることから、現行の額で支給月数をならして、均衡を図っていただきたいと考えます。

以上、修正案の提案理由の説明といたしまして、何とぞ御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原田進男君）

提出者の説明が終わりました。

これより、委員長報告並びに修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、議案第76号「若狭町特別職職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

次に、原案及び修正案に反対者の発言はありますか。

12番、小堀信昭君。

○12番（小堀信昭君）

ただいま議長よりお許しをいただき、私は、議案第76号について反対の討論をさせていただきます。

第74号では、同僚議員が、将来のためにいろいろな使用料金の条例に対して改正せざるを得ないというか、将来のことを考えた発言がございました。

私は、この議案第76号について反対討論をするその議員としては、将来のためにこういったことをしていただきたいということで反対討論をさせていただきます。

この案件は、人事院勧告に基づくものでありますが、今、若狭町は、町長が掲げた行財政改革の最中であります。

過日の福井新聞の県内の自治体の財政力指数が出ております。若狭町が一番厳しいこ

とがよくわかります。町民の皆様に補助金の減額、使用料金のアップをお願いをしております。そのさなか、特別職の皆様方には、非常に厳しい発言ではございますが、その昔、米沢藩に上杉鷹山というお殿様がいらっしゃいました。彼は、九州の小さな藩から米沢藩に養子に入り、藩民や、また、藩士からもばかにされながらも必死の思いで財政改革をなされたということで、後世に非常にいい殿様だったと言われております。私は、こういった中で、将来の子供のために、また、町民の皆様方にも行財政改革の先頭を立っているということを示していただくためにも、非常に厳しい発言ではございますが、ぜひこの案に反対するわけであります。どうか同僚議員の皆様方も、矜持をもって、この案件に反対していただくことをお願い申し上げまして、私の反対討論といたします。

○議長（原田進男君）

ほかに討論はありませんか。

9番、北原武道君。

○9番（北原武道君）

修正案に反対の討論を行います。

修正案は、町三役の期末手当について、6月、12月、同額の支給配分とするが、年間3.30カ月分に据え置く、つまり期末手当の増額はすべきでないという案です。

その理由は、町の行財政改革によって、町民に痛みを要求しているのだから、町三役は率先して痛みを受けるべきであるということです。

森下町長は、3期目の町政を執行するに当たり、町三役の給料月額を10%減額する条例を提案し、それが可決され、現在まで実施されています。

その提案理由は、「みずからを律して健全財政に取り組む姿勢を政治判断した。今後は、職員とともに英知を結集して健全財政プランを構築していく」というものでした。

私は、町長みずからが給料カットを提案したものであり、この条例案には、あえて反対はしませんでした。地方自治体の政治のあり方としては、疑問を持っています。

健全財政の構築は必要ですが、みずから給料カットをするということは、暗に町民や町職員に痛みを共有してほしいと要求しているようなものです。町長が我慢しているのだから、職員も我慢しましょう、職員が我慢しているのだから、町民も我慢しましょう、町民が我慢しているのだから、町長は身を切るべきだ、このような我慢の連鎖では、世の中は発展しません。

今、貧困と格差が拡大し、庶民や地方はあえいでいます。その原因は、国の税金の集め方、使い方にあります。例えば、最近、閣議決定された地域防衛計画では、護衛艦を空母に改修するなど、5年間で27兆円も投入する憲法にも違反した無駄遣いになって

います。貧困と格差の原因を見ないで、我慢しているだけでは、貧困と格差は広がるばかりです。

さて、給料は、同一労働、同一賃金というのが社会的通年です。人事院勧告はその一つの基準です。人事院勧告を参考に町長の給料を決めることには妥当性があります。町長の仕事ぶりに特段の難点がなければ、町長はその給料が支払われるべきであると思います。ただし、町の発展のため、町民の福祉向上のため、町長は大いに仕事をさせていただきたい。国の方向、県の方向が町民に苦難をもたらすようなものならば、国にも県にも物申していただき、国の方向、県の方向をただすべく努力していただきたい。

以上、町長への要望を申し上げ、修正案反対の討論といたします。ありがとうございました。

○議長（原田進男君）

次に、原案に賛成者の発言はありますか。

13番、小林和弘君。

○13番（小林和弘君）

何か先ほどから同じような話がずっといっています。私は、議案第76号に賛成の立場で物を申します。

まず、人事院勧告というのは、公務員の報酬を民間企業との不平等をなくすために、民間の4月のベースアップ及び6月の賞与を勘案し、公務員の給料、期末手当を勧告するもので、日本国民が総じて、その生活の向上がいとめるよう配慮されたもので、大変重要となる指針であります。これを尊重すべきことは言うまでもありません。今回は、町長以下特別職に対する期末手当の増額に反対するとのことですけれども、町長以下にそれに相当するような不祥事があったわけではありません。特に町長に至っては、この若狭町の財政問題を少しでも好転させるべく、苦渋の選択のもとに、最初は受益者負担として、いろいろ減免措置を講じながら種々の使用料を値上げ、または改定するもので、決して自己の利益のためでなく、若狭町の将来を考慮した、かつまた、住民との対話、話し合いのもと理解を求め、財政改革を始める第一歩を踏み出したものであります。今後さらに厳しい第2、第3の改革案が出されると思いますが、次世代の若狭町のためであることを重く受けとめて、この財政改革を推し進めることが我々の務めであると考えます。したがって、町長のこの決断には、逆に拍手をもって応援すべきであるということであり、期末手当云々に言及することではないと判断し、原案には賛成をいたします。

○議長（原田進男君）

次に、修正案に賛成者の発言はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認めます。

それでは、議案第76号「若狭町特別職職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」の採決を行います。

まず、本案に対する渡辺英朗君ほか1名から提出された修正案について、起立によって採決します。

本修正案に賛成の諸君は起立願います。

[起立少数]

○議長(原田進男君)

起立少数です。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について、起立によって採決します。

原案に賛成の諸君は起立願います。

[起立多数]

○議長(原田進男君)

起立多数です。したがって、議案第76号「若狭町特別職の職員の常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第77号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第77号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号「若狭町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第78号「若狭町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第78号「若狭町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号「若狭町国民健康保険軽体操機能訓練施設条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第79号「若狭町国民健康保険軽体操機能訓練施設条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第79号「若狭町国民健康保険軽体操機能訓練施設条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号「若狭広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第80号「若狭広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第80号「若狭広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号「若狭地区障害者介護給付費等支給審査会の共同設置の廃止について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第81号「若狭地区障害者介護給付費等支給審査会の共同設置の廃止について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第81号「若狭地区障害者介護給付費等支給審査会の共同設置の廃止について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号「第2次若狭町総合計画基本構想及び基本計画の策定について」に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

9番、北原武道君。

○9番（北原武道君）

本議案に反対の討論を行います。

第2次若狭町総合計画として、2032年度までの15年間を計画期間とする基本構想と、2022年度までの5年間を計画期間とする基本計画の2つがセットで提案されています。これは、これからの長期のまちづくりに関する町民の総意をあらわした文書であるという性格を持っていますが、一方で提出者が森下町長であることより、町の行政方針であるという性格も持っています。

基本計画では、上下水道料金や各種料金の見直しなど、住民サービスが低下しかねない方向性が打ち出されており、直ちに賛成しかねる部分が多々あります。このような具体的な政策については、その都度、議論する機会があると思いますので、今は取り上げません。

基本計画第4部、議案書の46ページからですが、第4部は、「心豊かな感性を育むまちづくり」と題された計画です。この第4部について発言します。

第4部は、3つのセクションからなり、それぞれ「安心できる子育て環境づくり」、「豊かな心を育む人づくりの推進」、「みんなで応援する人づくり」というセクション名がつけられています。

2番目のセクション、議案書48ページからです。「豊かな心を育む人づくりの推進」

その①は、「学校教育」という項目で、児童生徒の生きる力の育成を図ることが述べられています。児童生徒の全面発達を応援するという趣旨の文書になっており、本町町民が期待する小・中学校の教育内容が過不足なく記述されています。異論はありません。

続くセクション、50ページは、「みんなで応援する人づくり」となっています。

その①で、学校、家庭、地域が連携して教育を進めると述べられています。ここで、「地域力を高める教育を充実していくため」と連携の目的が述べられていますが、この表現には違和感を覚えます。教育を充実させれば、結果として、地域の活力が向上するかもしれませんが、地域力なるものを高めることを目的として連携教育が必要なわけはありません。この点はさておき、家庭や地域に根差した学校づくりを進めるという点では、学校、家庭、地域の連携は大切で、連携には私も賛成です。

以上2点、「児童生徒が全面発達できる学校づくりを進めます。」「家庭や地域に根差した学校づくりを進めます。」この2点で、学校づくりのビジョンとしては必要十分です。

ところが、蛇足のように、もう一つ、学校教育に対する要請が加わります。

④「豊かな心の育成」という項目の「学校における道徳教育の一層の充実を図ります」という記述です。この記述は、必要がないばかりか有害です。小・中学校で道徳は教科になりましたが、特別の教科という位置づけです。道徳は教科としての教員免許はありません。点数で成績評価することもしません。道徳という概念は、そもそも人の内心や価値観に抵触する部分があるからです。

例えば、学習指導要領では、道徳教育の内容として、「国を愛する態度」という項目があります。しかし、極端に言えば、憲法9条を書きかえるのが国を愛することになるのか、書きかえないのが国を愛することになるのか、決めつけることはできません。したがって、教育基本法第2条では、教育は、学問の自由を尊重しつつ行われなければならないと制限づけをしています。

義務教育で何をどのように教えるかを定める権利、教育権とも言いますが、この権利は、ざっくり言えば、国民を代表する国と教師にあります。国が学習指導要領を決め、教員免許を持った教師がその実践を行います。地方自治体は、その教育活動がスムーズに行われるように教育環境を整える責任がありますが、教育権に関与する権利はありません。本町の学校で道徳教育が充実しているのかいないのか。さらに充実させるにはどうすればいいのか。それを決めるのは、学校であり教師です。町行政が評価し、指図することではありません。

再度言いますが、「児童生徒が全面発達できる学校づくりを進めます。」「家庭や地域に根差した学校づくりを進めます。」この2点で学校づくりのビジョンとしては十分です。

道徳教育を特別視して、もう一度、わざわざ学校を引っ張り出す必要はありません。むしろ学校の教育内容に対する行政の介入とも言えます。本町においては、従来から学校の教育内容に行政が介入している嫌いがないとは言いきれません。この文脈における、「学校における道徳教育の一層の充実を図ります」という記述には反対です。

以上、本議案反対の討論といたします。ありがとうございました。

○議長（原田進男君）

次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

13番、小林和弘君

○13番（小林和弘君）

私は、議案第82号について、賛成の意見を述べたいと思います。

ただいま反対意見をお聞きいたしました。私より数段高い次元で話をされている、学校教育について、と伺った次第であります。ただ、この基本計画というのは、若狭町の

これから先5年間の方向性を示すものであって、具体的には、その都度、またいろいろな機会、審議会なり議会にもいろいろ説明があると思いますが、修正はその都度やっていくはざらでございませぬ。ただし、指針ということを決めておかなければ、5年先、どんな形になるのかとわからないので、つくられたものだと私は思っております。教育だけではなく、ほかのいろんなまちづくりからどんどん書いてありますので、これを否決することによって、5年後の方向性がまた数カ月おくれる、おくれておくれてというふうなことになりかねませぬ。したがって、せつかくつくられたこの基本構想、そこそこそういう方向でいけば、次世代のためにこの若狭町はよくなるのではないかというふうな判断ができますので、これはどうしても通していただいて、半年に一度ほどそういう会議があるでしょうから、その都度、少しずつ修正をしていただいて、先ほど言われたような、それが本当に正しいのであれば、そういうふうな意見も交えてもっていけばいいと思っておりますので、この場での反対は、私はやめていただいたほうがいいな、そのように思います。

以上です。

○議長（原田進男君）

原案に反対者の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第82号「第2次若狭町総合計画基本構想及び基本計画の策定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（原田進男君）

起立多数です。したがって、議案第82号「第2次若狭町総合計画基本構想及び基本計画の策定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号「平成30年度若狭町一般会計補正予算（第5号）」に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

3番、渡辺英朗君。

○3番（渡辺英朗君）

議長のお許しをいただきまして、議案第83号「平成30年度若狭町一般会計補正予算（第5号）」に反対の討論をさせていただきます。

先ほど可決されました議案第76号に反対の立場であり、今回、補正予算の歳出2款総務費、1項総務管理費の中に補正額951万4,000円がございます。その中に常勤の特別職の期末手当0.05カ月分8万円の増額補正があり、このことから、必要な補正予算等はほかにもたくさんありまして、苦渋の決断ではあります。一般会計補正予算（第5号）に反対をいたします。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（原田進男君）

次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

原案に反対者の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第83号「平成30年度若狭町一般会計補正予算（第5号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（原田進男君）

起立多数です。したがって、議案第83号「平成30年度若狭町一般会計補正予算（第5号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号「平成30年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第2

号) 」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 (原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第84号「平成30年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長 (原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第84号「平成30年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号「平成30年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 (原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第85号「平成30年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長 (原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第85号「平成30年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号「平成30年度若狭町直営診療所特別会計補正予算(第2号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 (原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第86号「平成30年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第86号「平成30年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号「平成30年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第87号「平成30年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第87号「平成30年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号「平成30年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第88号「平成30年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2

号) 」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第88号「平成30年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号「平成30年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第89号「平成30年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第89号「平成30年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第90号「平成30年度若狭町水道事業会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第90号「平成30年度若狭町水道事業会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第90号「平成30年度若狭町水道事業会計補正予

算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号「若狭町観光交流センターの指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第91号「若狭町観光交流センターの指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（原田進男君）

起立多数です。したがって、議案第91号「若狭町観光交流センターの指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号「若狭町高齢者等活動支援施設の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

本件については、地方自治法第117条の除斥の規定により、熊谷勘信君の退場を求めます。

（2番 熊谷勘信君退場）

○議長（原田進男君）

議案第93号「若狭町高齢者等活動支援施設の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第93号「若狭町高齢者等活動支援施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（原田進男君）

起立多数です。したがって、議案第93号「若狭町高齢者等活動支援施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

熊谷勘信君の入場を許可します。

（2番 熊谷勘信君入場）

○議長（原田進男君）

熊谷勘信君には、可決されましたので、お伝えいたします。

次に、議案第94号「若狭町国民健康保険介護サービス施設及び若狭町国民健康保険生活支援ハウスの指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第94号「若狭町国民健康保険介護サービス施設及び若狭町国民健康保険生活支援ハウスの指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第94号「若狭町国民健康保険介護サービス施設及び若狭町国民健康保険生活支援ハウスの指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第95号「若狭町国民健康保険軽体操機能訓練施設の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第95号「若狭町国民健康保険軽体操機能訓練施設の指定管理者の指定につい

て」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第95号「若狭町国民健康保険軽体操機能訓練施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号「国に「消費税増税中止を求める意見書」を提出することを求める請願書」に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

9番、北原武道君。

○9番（北原武道君）

本請願、採択すべきと思いますので、賛成の討論を行います。

政府は、消費税を上げるたびに「社会保障のため」と説明してきました。お金に色はついていません。消費税は実際にどこにいったのか。インターネットを見ると、いろいろデータが出ています。

ことし6月のビジネスジャーナル、インターネットですけれども、の記事を紹介します。

消費税が導入された1989年と、一昨年、2016年の国の税収を比較しています。税収総額は1989年、54.9兆円、2016年、55.5兆円とほとんど変わっていません。ところが、主な内訳を見ると、所得税は21.4兆円から17.6兆円に減りました。法人税は19兆円から10.3兆円に減りました。消費税は3.3兆円から17.2兆円にふえました。所得税と法人税の減った分が12.5兆円で、消費税のふえた分が13.9兆円です。消費税が所得税と法人税の穴埋めに消えていることがわかります。

さて、いろいろな地方議会から政府に意見書が提出されています。

秋田県三種町の意見書を紹介し、私の賛成討論にかえます。

「消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書」

私たちの暮らしや地域経済はいま、大変深刻な状況です。増税と、年金カット・医療・介護など社会保障費負担増、そして賃金低下、物価上昇の三重苦のもとで、これ以上節約するところがないと悲鳴が上がっています。

厚労省が発表した全労働者の実質賃金は、平成29年度まで7年連続減少しています。個人消費も前年同月比3.9%減で、4年連続減少しています。

また、日銀事務局によれば、全国で35%の世帯が無預金とのこと。全国の生活

保護受給者は、平成29年度で164万世帯、214万人、秋田県は1万1,658世帯、1万5,080人の方々を受給しています。暮らしは苦しくなる一方です。私たちの可処分所得には消費税がほとんど課税されます。消費税は生活非課税です。

ところが、政府は、平成31年10月の消費税率10%への引き上げを、あくまで行う姿勢を崩していません。税率10%への引き上げで、1人当たり年間2万1,500円、1世帯当たり4人家族ですね、8万6,000円の増税という試算も出ています。このような状況で消費税を引き上げれば、税率が5%から8%になったときの大不況が再来することは明らかです。

加えて、税率引き上げと同時に実施をねらう軽減税率には、重大な問題があります。飲食料品と週2回以上発行の新聞代は税率8%に据え置かれますが、運送費や加工費、広告宣伝費など10%の分の値段は値上がりします。また、8%と10%の線引きは単純ではありません。そして、2023年に導入されるインボイス制度は、地域経済を担う中小業者にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題があります。そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を持つ税制です。

日本国憲法は、応能負担原則にのっとった税制の確立を要請しています。

今必要なことは、消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制をただすべきです。軍事費や不要不急の大型公共事業への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済振興優先に税金を使い、内需主導で家計を温める経済政策をとるべきです。

私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により政府に対し、平成31年10月からの消費税10%への引き上げの中止を求める意見書を提出いたします。

平成30年9月21日、三種町議会議長、金子芳継。

以上です。ありがとうございました。

○議長（原田進男君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

3番、渡辺英朗君。

○3番（渡辺英朗君）

議長のお許しをいただきまして、請願第2号を不採択にすべきとの立場から反対の討論をさせていただきます。

先ほどの他の町の意見書を朗読をされまして、内容をお伺いいたしました。

この請願につきましては、消費税率10%への引き上げを中止し、税金につきましては、社会保障や若者、子育て支援などに優先して使うべきという内容での請願でございますが、まさに国は、この2%の消費税率引き上げで見込まれる税収増分を約5兆6,000億円と見込んでおり、そのうちの1.7兆円を子育て世帯の負担軽減に、約1.1兆円を社会保障の充実に、2.8兆円を将来世代の負担軽減に使い、また、地方にも配分するとしております。この税制改正に伴う経済対策としても、食料品などに軽減税率を導入したり、ポイントでの還元やプレミアム付き商品券の発行などが検討されており、国の責任において、将来のための税制改正がなされるものであります。

この請願は、不採択にすべきであり、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、不採択にすべき立場の反対討論といたします。

○議長（原田進男君）

次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、採決します。

本請願に対する委員長報告は不採択であります。

本請願を採択することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（原田進男君）

起立少数です。したがって、請願第2号「国に「消費税増税中止を求める意見書」を提出することを求める請願書」については、不採択とすることに決定しました。

～日程第25 議員の派遣について～

○議長（原田進男君）

次に、日程第25、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。若狭町議会議員の派遣については、お手元に配付のとおり、それぞれの議員を派遣することといたします。

なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（原田進男君）

異議なしと認めます。よって、若狭町議会議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これをもって、平成30年第5回若狭町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、12月4日の開会以来、本日まで18日間にわたり、提案されました条例改正、平成30年度若狭町一般会計をはじめとする特別会計、企業会計の補正予算、また、指定管理者の指定などの議案について終始熱心に審議いただき、本日ここに、全議案の審議を終え、無事閉会の運びとなりました。

本会期中に賜りました議員、理事者各位の御協力に対し、心より厚くお礼を申し上げます。理事者各位におかれましては、本定例会において成立いたしました諸議案の執行に当たっては、住民福祉向上のため、なお一層の努力をいただくよう希望するものであります。

さて、本年も残すところあと10日余りとなりました。皆様方には、健康には十分御留意され、輝かしい新年を迎えられますよう御祈念申し上げ、閉会の言葉といたします。ありがとうございました。

町長より閉会の挨拶があります。

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、今月の4日の開会以来、本日まで18日間にわたり、条例関係をはじめ、平成30年度若狭町一般会計、特別会計、企業会計の補正予算、指定管理者の指定など数多くの重要な案件につきまして御審議を賜りました。

その間、議員の皆様方からは、提案させていただきました議案に対しまして、本会議及び各常任委員会において御熱心に御審議をいただき、まことにありがとうございました。

本定例会におきまして、議員の皆様からいただきました御意見、御指導につきまして、十分留意して、今後の町政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、先月でございますけれども、かみなか農楽舎が、平成30年度全国優良経営体

表彰の「担い手づくり部門」で、最高賞であります農林水産大臣賞を受賞いたしました。

平成13年の設立以来、町と一体となって、都市からの若者の就農定住を促進して、地域の活性化を目指した実績が評価されたものでございます。このような最高の賞という形で認められたものと考えております。

今後とも、交流人口あるいは関係人口、いつも申し上げておりますけれども、定住ということが一番大事でございまして、就農定住のための全国的なモデルとして、かみなか農楽舎の育成を図ってまいりますので、議員各位には、さらなる御理解を賜りますようによろしくお祈りを申し上げます。

さらに、もう1点なんです、12月23日でございますけれども、明後日になります。日曜日でございますが、毎年、京都で行われております全国高等学校駅伝競走大会が開催をされます。美方高校が4年連続で男女アベック出場をいたします。出場される選手の皆さんは、師走の都大路を力いっぱい駆け抜けてほしい、このように思っておりますし、私も応援に参りたいと考えております。

本当に月日の過ぎるのは早いものでございまして、ことしもあと残すところ1週間余りとなりました。新しく迎えます年度が平成最後の年でもございます。平成31年が町民の皆様をはじめ、議員各位におかれましても、御家族おそろいで健康で穏やかにお迎えされることを心からお祈りをいたしております。

また、輝かしい新春を若狭町も迎えるわけでございますが、今後ますます希望と活力に満ちた笑顔のある年になることを心から願っております。

議員各位には、ことし大変なお世話になり、心からお礼を申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。本当にありがとうございました。

(午後 0時21分 閉会)